

事 務 連 絡

令和4年10月26日

関係団体各位

東京都総務局総合防災部長

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しを踏まえた  
都道府県における対応について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件について、内閣官房から業種別ガイドラインの見直しを踏まえた依頼文が届きましたので、ご参考までにお送りいたします。

(添付資料)

- ・(別添)「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しを踏まえた都道府県における対応について(依頼)」(令和4年10月17日付 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)

事務連絡  
令和4年10月17日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

**感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの  
見直しを踏まえた都道府県における対応について（依頼）**

第19回（令和4年10月13日）新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論等を踏まえ、本日、関係府省庁に対して、「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」を発出したところです。

これを踏まえ、業種別ガイドラインについては、今後、平時への移行のプロセスとして、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、産業界において、より効果的・効率的な感染対策を踏まえた内容に見直しがなされます。

つきましては、各都道府県におかれましても、当該見直しの取組についてご承知おきいただくとともに、都道府県において実施されている事業者向けの各種補助事業等における業種別ガイドラインの取扱についても、引き続き、適切かつ円滑に運用いただきますようお願いいたします。個別の業種別ガイドラインの変更等により、各種補助事業への適用に疑義が生じる場合にはコロナ室あて個別にご連絡・ご相談ください。

- 別添1 第19回（令和4年10月13日）新型コロナウイルス感染症対策分科会資料「業種別ガイドラインの見直し促進の取組」
- 別添2 令和4年10月17日付事務連絡「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」
- 別添3 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント

**【問合せ先】**

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室  
（業種別対策班）

担当者：渡邊、塩田、西尾、立原、本田

TEL：03-6257-3085

MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

# 業種別ガイドラインの見直し促進の取組

◆業種別ガイドラインは、**各業界団体が業態を踏まえた適切な感染防止策を取りまとめ、各事業者の事業活動における感染対策に役立てられている。**

○令和2年5月、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作成（総数は196）。

◆これまでも、各業界において見直されているが、**多くが昨年の内容。**

○令和3年8月、感染力の強いデルタ株の流行等を踏まえ、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、**全ての業種別ガイドラインについて見直しを依頼し、改訂**。その後、見直されているのは一部にとどまる。

◆平時への移行のプロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、業種別ガイドラインが合理的な内容となるよう、感染対策等に関する**最新の情報と見直しのポイントをコロナ室で集約して分かりやすく各業界団体に周知し、適時・適切な見直しを促進。**

○令和4年6月15日、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議

「**業界が自主的に作成する業種別ガイドラインについて、政府として適切に作成支援を行うこと。**」

○令和4年9月1日、全国知事会の緊急提言「各業界で定めている『業種別ガイドライン』については、**これまでに蓄積してきた専門家組織の知見に基づき、速やかに見直しを行うよう各業界に対して働き掛けるとともに、適切な支援を行うこと。**」

○今後、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、**オミクロン株の特性を踏まえた感染対策等の最新情報と業種別ガイドラインの見直しのポイントを情報提供し、合理的な内容への見直しを促進。**

## 【主な見直しのポイント】

- ・適切なマスクの着用（つけなくてもよい場面の明示 など）
- ・適切な対人距離（大声なしの場面では「人と人とが触れ合わない距離の確保」 など）
- ・効果的な換気（エアロゾル対策、必要な換気量、空気の流れ など）
- ・濃厚接触者に関する扱い（事業所等では基本的に求めない、待機期間の短縮 など）
- ・療養に関する扱い（療養期間の短縮、健康フォローアップセンターへの登録・活用、療養証明書・陰性証明書は不要 など）

事務連絡  
令和4年10月17日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの  
見直しについて（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、これまでも感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界において、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、業界ごとに適切な感染防止策を自主的に取りまとめ、適宜見直されてきているところです。

今般、令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、『「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされています。

平時への移行のプロセスとしては、感染対策をより効果的・効率的なものへと見直していくとともに、各業種別ガイドラインが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、必要な見直しが見直しを得て行われることが重要と考えています。このため、当室より各府省庁あて、下記の通り、業種別ガイドラインの見直しのポイントを示すとともに、これを基に、所管団体に対し見直しを促進いただきますようお願いいたします。

見直しの状況・結果については、11月中を目途に内閣官房コロナ室あて報告をお願いします。内閣官房コロナ室において見直しの状況を公表する予定です。

1. 業種別ガイドラインの見直しのポイント

令和3年8月20日付の事務連絡（※）においては、各業界にガイドラインの見直しを依頼していただき、概ねすべてのガイドラインについて見直しがなされました。

（※）「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン見直し並びに遵守・徹底等について（依頼）」

その後、ガイドラインの見直しは各業界において自主的に進めていただいておりますが、業界ごとに見直しのタイミングや頻度に違いがあることも踏まえ、今回は、添付の通り、基本的な感染対策等を改めて整理したうえで、これらに関して現時点の最新の情報（新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や各府省庁の事務連絡等）を基に、合理的な見直しのポイントを取りまとめています。また、今後、定期的に更新・情報提供することで、業種別ガイドラインの継続的な見直しに役立てて頂きたいと考えています。

今回は、各業種別ガイドラインの現行記載内容が概ね当該ポイントに合ったものとなっているか否か、の情報を併せて示していますので、関係府省庁におかれましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、所管団体に対し見直しを促進いただきますようお願いいたします。

また、所管団体が業種別ガイドラインを見直す際には、公表前にコロナ室への共有をお願いいたします。改訂版のガイドラインが公表された際には、コロナ室への情報提供をお願いいたします。

## 2. 最近の業種別ガイドライン見直し事例

各業界においてガイドラインを見直す際の参考となるよう、2022年6月以降に見直された事例につき情報提供いたします。

### (1) 日本経済団体連合会（2022/6/17改訂）

[https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064\\_gaiyo.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html)

（見直しのポイント）

- ・マスクの着用や換気の徹底を前提とし、対面での距離を「2メートル目安」から「1～2メートル目安」に変更。
- ・設備や物品等の消毒に関する記述を省略しつつ、換気に関する記述を適正化。（参考となる新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言として、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日））
- ・基本的な感染予防対策が定着していることから、一般的な感染対策に関する記述を簡略化。

### (2) 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2022/9/8改訂）

[https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph\\_472](https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph_472)

(見直しのポイント)

- ・ 来場者同士の間隔について、マスクの着用等を前提に「できるだけ2 m (最低 1 mの間隔)」から「密が発生しない程度の間隔」に変更。
- ・ 「同一世帯内以外の事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要がないこと」等の政府事務連絡の参照を追記するとともに、従業員の安全確保に関する記載に当該事務連絡の趣旨を反映。

## 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント

## 【趣旨】

○本資料は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめたものです。（今後とも定期的に更新する予定です。）

○下記の項目ごとに最新情報に基づく記載のポイントを記載していますので、各業種の業務内容・業務環境等を踏まえ、個別に見直しを検討して下さい。

## 【構成】

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

項目		ポイント	最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例）	
<b>(1) 感染リスクの評価</b>				
1	感染リスクの評価	<p>○業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染リスクが高まる「5つの場面」」</li> <li>・「三つの密」</li> <li>・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」（2020年10月23日） <a href="https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf">https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf</a></li> <li>・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日） <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf</a></li> </ul>
<b>(2) 基本的な感染対策</b>				
2-1	飛沫感染対策	○マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。</li> <li>・屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。）。</li> <li>・屋内では、人との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。</li> <li>・病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</a></li> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用に関連するQ&amp;A マスクを着用する場面、外してよい場面はどのような場面でしょうか。」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-6">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-6</a></li> <li>・厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html</a></li> </ul>
		○人と人との距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい生活様式の実践において、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。」と例示しているが、その他の感染対策の実施や場面に依りて個別の対人距離を設定している事例もある。</li> <li>・例えば、イベントの開催制限において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント（会話は可）については、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」としている。</li> <li>・経団連や遊園地テーマパークのガイドラインでは、マスクの着用や換気の徹底などを前提に、オフィス内や待機列などでの対人距離を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「新しい生活様式」（2020年6月19日） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf</a></li> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2（2022年9月8日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> <li>・「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（2022年8月9日改訂） <a href="https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf">https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf</a></li> </ul>
		○パーティションの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。</li> <li>・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改訂その6）」（2022年9月8日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisan_nshinshou_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisan_nshinshou_20220908.pdf</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14） <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「咳エチケット」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html</a></li> </ul>

(2) 基本的な感染対策 (つづき)				
2-2	エアロゾル感染対策	○効果的な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気 (可能な範囲で2方向)」</li> <li>※いずれの場合も、</li> <li>必要な換気量目安：1人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時</li> <li>二酸化炭素濃度目安：おおむね1,000ppm以下</li> <li>※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。</li> <li>・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気よどみの解消</li> <li>・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記載を改訂。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(2022/7/14) <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○マスクの着用 (2-1に同じ)	2-1に同じ	
		○人と人との距離の確保 (2-1に同じ)	2-1に同じ	
2-3	接触感染対策	○手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒が有効。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省チラシ「正しい手の洗い方」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf</a></li> <li>・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></li> </ul>
		○共用部の消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○人と人との距離の確保 (2-1に同じ)	2-1に同じ	
(3) 場面ごとの感染対策の留意点				
3-1	飲食時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席間隔の確保 (又はパーティションの設置)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨及び換気の徹底を実施。</li> <li>・上記に加えて、業種・業態 (例：ビュッフェスタイル) に応じた感染対策の例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について (改訂その6)」(2022年9月8日) <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20220908.pdf</a></li> <li>・外食業の事業継続のためのガイドライン (2021年11月8日) <a href="http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_211108kai.pdf">http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_211108kai.pdf</a></li> </ul>
3-2	共有部	○トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドドライヤーは、使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○ごみ捨て時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「ごみ処理方法のチラシ」 <a href="https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf">https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf</a></li> </ul>
3-3	その他の場面	○大声を出す場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等にも留意が必要。たとえば、大声を伴うイベントでは、マスクの着用や換気を前提に対人距離の確保を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2 (2022年9月8日) <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf</a></li> </ul>
		○人と人との長時間対面で会話する場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人との長時間対面で会話する場面では、飛沫感染・エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、2-1飛沫感染対策・2-2エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</a></li> <li>・理化学研究所「飛沫やエアロゾルの飛散の様子を可視化し有効な感染対策を提案 ～「富岳」による新型コロナウイルス対策その1」(2020年11月20日) <a href="https://www.r-ccs.riken.jp/highlights/pickup2/">https://www.r-ccs.riken.jp/highlights/pickup2/</a></li> </ul>



(4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報				
4-1	集客施設・イベント等における利用者等への対策	○有症状者の入場の防止	(実施例) ・有症状者の利用自粛の呼びかけ。 ・入場時の検温。	・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2022年9月8日)別紙2 <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf</a>
		○感染者が発生した際の利用者等への注意喚起	(実施例) ・感染者が発生した旨のHP等による周知。 ・各地域の通知サービスによる通知。  ※COCOAは全数届出見直しによって効果が限定的になる見込みであるため、今後、年内を目処に機能を停止予定であり、利用の呼びかけを求める必要はない。 ※(高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めないこととされていること等を踏まえ、)利用者等の入場時等の連絡先把握は必ずしも必要ではない。	・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2022年9月8日)別紙2 <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf</a>  ・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a>  ・厚生労働省「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(2022年7月30日一部改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf</a>
4-2	従業員等の行動管理等	○有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い	(有症状者に対する対応) ・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。 ・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。	・厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日(8月24日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf</a>  ・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a>
			(陽性者の療養期間等) ・陽性者の療養期間の短縮。 ・療養時の外出自粛の取扱いの変更。	・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(2022年9月13日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf</a>
			(濃厚接触者の扱い) ・濃厚接触者の待機期間の短縮 ・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。 ※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合があることに留意。	・厚生労働省「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(2022年7月30日一部改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf</a>
		○検査やワクチン接種の推進	(医療機関・保健所からの証明書等の取得) ・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等(療養証明書、検査陰性の証明書等)を求めない。	・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(2022年8月10日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf</a>
		○海外渡航歴を有する者の出勤	(職場などでの検査) ・有症状者に対する検査については、職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能。	・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a>  ※職場における検査を行う場合のキットの購入方法等については下記事務連絡を参照。 ・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における積極的な検査の促進について」(2021年8月13日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</a>
			(ワクチン接種) ・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。	厚生労働省HP「新型コロナワクチンについて」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html</a>
		○テレワークの推進	・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。	厚生労働省HP「水際対策」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</a>
・可能な範囲でテレワークを推奨。	・内閣官房コロナ室「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(2022年7月15日) <a href="https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenraku_shukkinsha_sakugen_20220715.pdf">https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenraku_shukkinsha_sakugen_20220715.pdf</a>  ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(オフィス版・製造事業場版)」四訂について(2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a>			